

東京医療保健大学大学経営会議規程

(設置及び構成)

- 第1条 大学経営に関する重要な事項を審議するため大学経営会議を置く。
この規程は東京医療保健大学学則第53条に規定する大学経営会議及びその運営に関し必要な事項を定めるものである。
- 2 大学経営会議は、次の各号に挙げる委員をもって組織する。
- (1) 理事長。
 - (2) 理事及び評議員の中から理事長が指名する者10名。
 - (3) 教授会構成員の中から及び学長・副学長を含め理事長が指名する者11名。

(審議事項)

- 第2条 大学経営会議は、次の各号に挙げる事項を審議する。
- (1) 中長期計画の策定に関する事項。
 - (2) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項。
 - (3) 大学予算案の作成及び決算処理の方針に関する事項。
 - (4) 教員人事に関する事項。
 - (5) 学部・学科その他重要な施設・組織の設置改廃に関する事項。
 - (6) 学生の定員に関する事項。
 - (7) その他、全学に関する重要な事項及び理事会の諮問に関する事項。

(召集)

- 第3条 大学経営会議は、理事長が必要と認めたときに召集する。

(議事)

- 第4条 理事長は、大学経営会議議長となる。
- 2 大学経営会議は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
 - 3 大学経営会議の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 監事は、大学経営会議において意見を述べることができる。

(大学経営会議室)

- 第5条 大学経営会議の事務局として、大学経営会議室を置く。
- 2 大学経営会議室に法人事務全般並びに大学経営会議の事務を統括する室長を置く。
 - 3 室長は理事長が指名する。

- 第6条 本規程の変更は、理事会の決定による。

- 附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年5月29日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和4年6月1日から施行する。